



様式第12号（第18条関係）

袖ヶ浦市指令第447号の26
令和4年3月31日

エコシステム千葉株式会社 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



許 可 証

令和4年2月25日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業等を袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号 第4号の26
- 2 事業の範囲
 - (1) 業の種類 一般廃棄物処分業
(ロータリーキルン焼却)
 - (2) 取扱廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ、し尿・浄化槽汚泥、焼却灰、
ばいじん、感染性一般廃棄物
但し、1号炉は動植物性残渣（貝殻）に限る。
 - (3) 営業区域・場所 袖ヶ浦市長浦拓1号1-51 1-132 30・2～30・5
- 3 許可期限 令和6年3月31日
- 4 許可条件
 - (1) 契約事業所名簿以外の廃棄物の焼却処分を行ってはならない。
 - (2) 焼却施設における作業は、廃棄物が飛散・流失しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。
 - (3) 一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- 5 処理施設等の所在地 袖ヶ浦市長浦拓1号1-51 1-132 30・2～30・5
(1号炉・2号炉)
- 6 処理施設の種類及び処理能力
 - (1) 施設の種類 ロータリーキルン焼却炉
 - (2) 処理能力 1号炉240t/日 2号炉600t/日
- 7 許可年月日 新規許可年月日 令和4年4月1日